

# 新型コロナウイルス感染症発生に対応できる地域医療体制の整備について

新型コロナウイルスの感染者が発生してしまったとしても、地域の医療を崩壊させず、「通常の診療体制の維持」と「新型コロナ対応の医療体制」を両立させることを目標として、岐阜県（飛騨保健所）が各医療機関、関係団体、市村とともに、以下のとおり準備を進めています。

市としても、救われるべき命をしっかりと救うことができる体制を整えるための協力をしてまいります。どうかご安心いただき、医療関係者や医療従事者へのご支援と、引き続きの感染予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。

## 1 陽性患者（無症状・軽症から重症まで）が飛騨地域で治療を受けられる医療体制の整備

○感染症指定医療機関などにおいて、陽性患者の病状に応じた受け入れ病床を確保します。

（病床数：最大 60 床見込み）

○陽性患者を受け入れる医療機関に対して、他の医療機関から医療スタッフを派遣します。

○感染拡大の状況に応じた受け入れ機関の「役割の明確化」や、相互の連携・協力体制を整えます。

○医療機関の負担を減らすために、一定の期間が経過した軽症・無症状者を受け入れする「後方支援施設」の設置に向けて、医療スタッフの確保などの準備を進めています。

○医療機関からの陽性患者の移送体制を確保します。

○陽性患者を受け入れる医療機関において、PCR 検査ができるしくみを整えます。

## 2 通常の診療や救急医療を受けられる体制の維持

○陽性患者を受け入れる医療機関でも通常の診療や救急医療を続けるために、他の医療機関からのスタッフの支援や、患者の受け入れの調整などを行います。

○発熱やせきなどの症状がある患者を一般外来とは別の場所で診療する「発熱外来」の開設に向けて、協議を進めています。

## 3 医療機関・医療従事者に対する支援

○サージカルマスク・防護服セットなど、診療に必要な医療資器材を確保します。

○医療機関や医療従事者などへの風評被害を防止するための対策を講じます。

○感染者の発生や感染拡大を防止するため、市民の皆さまへご協力をお願いを継続して行います。

### 県からの休業要請などに対する協力金の申請手続きについて

県の要請に応じて、4月18日～5月6日のすべての期間において、休業などを行っていた事業者の皆さまに県から支給される協力金の申請受付期限は **5月20日（水）** までです。ご注意ください。

【問合せ先】岐阜県「協力金」専用相談窓口 ☎ 058-278-2551

（受付時間）8時30分～17時15分（土、日も開設）